

京都府後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和2年3月19日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和2年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(援用を要する債権の放棄)

第2条 条例第6条第1項第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合
  - (2) 債務者又はその相続人の全員の住所及び居所（法人その他の団体にあつては、その事務所及び事業所の所在地）が不明である場合
  - (3) 面会、文書の送付その他の方法により債務者に接触することができないことにより、債務者が前号に規定する状態に準じた状態にあると認められる場合
- (その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。